

最高裁判所長官 島田仁郎殿

## 審査請求書

審査請求人 竺原光江

次の通り、審査請求する

審査 請求人	住所	〒164-0012 東京都中野区本町 2-20-13 若葉ハイツ 14号
	氏名	竺原光江
	年齢	1974年11月18日生まれ(33歳)
<p>【審査請求に係る処分】</p> <p>東京地方裁判所の■■■■裁判官の不作为に対する審査請求</p>		
<p>【審査請求に係る処分があったことを知った年月日】</p> <p>2008年8月11日、原告が尋ねた「質問及び要望書(第5号)」に対し、■■■■東京地方裁判所裁判官から何の回答も得られず、無視されている。</p>		
<p>【審査請求の趣旨】</p> <p>「質問及び要望書」への回答を求める。概要は、</p> <p>「平成20年(行ウ)第403号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求事件」において、訴状(第1号)38頁で記したが、「担当する裁判官は、被告らの出身であり、学閥も強い東京大学と京都大学の人は避けよ」の求めに対し、実行されたかどうか、説明を求める。実行されていない場合は、その理由と裁判官の変更を求める。</p> <p>補正命令(第3号)で、■■■■東京地方裁判所裁判官から『相手方が、国なのか、「資源エネルギー庁長官及び歴代の長官の方々」各個人なのか』という質問があった。法律では、国民が公務員を行政裁判で直接訴えることができない。原告がそのように記せば、事前に裁判が却下されていた可能性が高い。■■■■東京地方裁判所裁判官は、それを知りながら質問したのか。知りながら質問した場合、理由は何か、説明を求める。</p> <p>なお、早急の裁判なども要求したが、実行されたため、上記2点を回答せよ。</p>		
<p>【審査請求の理由】</p> <p>「質問及び要望書」は、原告敗訴の行政裁判が多い中で、圧力がかかる懸念を排除し、公正な裁判を維持し、正しい判決を導くため、原告にとって、極めて重要なものである。原告は、■■■■東京地方裁判所裁判官とのすべてのやり取りで、不満がかなり生じている。行政不服審査法では、7条に、行政庁の不作为に対し、国民は審査請求できることが定められている。裁判官やその他の国家公務員は、税金によって支えられて</p>		

いるだから、すべてが行政庁である。そこから行政と司法は、国民の救済を目的として、在り方を分離する。■■■■東京地方裁判所裁判官の不作為は、裁判官弾劾法第 2 条 2 項の「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」であり、法に触れており、審査請求を行う。上級行政庁である最高裁判所は、速やかに審査せよ。

#### 【審査請求までの流れ】

(2008 年 7 月 2 日付け)

原告は、東京地方裁判所に対して、訴状を提出した。訴状 38 頁に「担当する裁判官は、被告らの出身であり、学閥も強い東京大学と京都大学の人は避けよ」と記載。

(2008 年 7 月 10 日)

東京地方裁判所から質問回答書(第 2 号)が届く。内容は「被告は国で良いか」との質問であった。原告は、本来の「意味合い」を間違えて欲しくないため、回答で「被告は、資源エネルギー庁長官と歴代長官の方々です。損害賠償の支払いは、結果的には、資源エネルギー庁という組織になります。行政裁判は「法務大臣が代表者となる」と聞きましたので、そのように表紙に記しました。しかし、例えば、官僚が建設事業で談合した場合、捕まるのは官僚であって、上司という理由で、大臣が逮捕されるわけではありません。(以下、省略)」と記す。要は、被告にしたいのは資源エネルギー庁長官と歴代長官の方々であるが、法律上、そのように記せないで、法務大臣と記したのである。

(2008 年 7 月 15 日付け)

東京地方裁判所より、補正命令が届く。内容は被告について、『相手方が、国なのか、「資源エネルギー庁長官及び歴代の長官の方々」各個人なのか』という内容であった。原告は、すごいストレスを感じた。内容がまるで伝わっていない。訴状で、たくさん場所に「資源エネルギー庁」に問題があると記している。個人ではない。質問回答書で国を被告とすることに反対した理由は、官僚が「内閣に問題がある」と言い逃れするのを避けるためである。質問回答書の質問は、そう解釈できる書き方になっていた。結局、補正命令は、訴状で「意味合い」を 2 頁目で強調するようことで補正した。

(2008 年 7 月 23 日)

東京地方裁判所に訪問し、補正命令に応じた書類(第 4 号)と「質問及び要望書」を提出。「質問及び要望書」の文末には「本日から 2 週間以内に回答せよ。回答がない場合は、公的機関に働きかけ、回答を求めるものとする」と記載。

(2008 年 8 月 11 日)

回答が届かず、お盆休みをとったため、8 月 11 日に■■■■書記官に電話する。「裁判官は変わらない」とのことであった。対処方法を検討し、審査請求を行うことにした。

■■■■東京地方裁判所裁判官の行為を例えると、質問に答えた原告に対し、拳銃を突きつけ、引き金を引いたのである。原告がかなり憤ったことを伝えたにも拘らず、無視

し続けた。原告の■■■■東京地方裁判所裁判所に対する信用は失われた。裁判は、理由の争いである。それにも拘らず、何も理由を答えない■■■■東京地方裁判所裁判官は、原告を軽視し、判決を下す裁判官として、かなり不適切な人である。裁判官は通常、判決を下す際、「反省し、悔い改めよ」と言う存在である。原告は自分のミスに対して「質問及び要望書」で謝罪をしている。それにも拘らず、■■■■東京地方裁判所裁判官は、自らは何ひとつ反省しようとししない。原告が訴訟ではなく、行政不服審査を行い、仮に誤った教示をした場合、救済されるよう法律に定められている。行政不服審査法と国家賠償法は、関連している法律である。■■■■東京地方裁判所裁判官は、救済ではなく、原告が裁判を行う権利そのものを奪おうとした。原告から見れば、最初から悪意があったとしか思えない。すべての原告達にとって、裁判所は最後の頼みの綱である。このような失態があっては、他の人達のためにも、放っておけない。■■■■東京地方裁判所裁判官が交代するまで追及すると同時に、この際、司法の問題点を述べておく。

#### 【司法行政の問題点】

回答を求めるものではなく、意見まで。

##### 訟務検事

行政裁判は、訟務検事が行う。訟務検事は、法務省に裁判官などが出向し、訟務検事となって裁判で争い、再び裁判所に戻る。公正とは言えない。国会議事録の中では、行政側の反論として、「知見が深められる」と言うニュアンスの意見などがあるが、偏った一方のみの知見をいくら広げたとしても、裁判には悪影響でしかない。原告側の知見はない。公平な裁判は、公平ではないところからスタートする。行政裁判は、国民の救済のためにあるのだから、法務省に出向しない方が良く、裁判も訟務検事ではなく、国選弁護人を立てて争うべきである。

##### 特例判事補

実務経験が5年程度しか経っていない判事補が、判事と同じ権限を有するのは、原告から見ると、単に裁判をこなすための裁判官にしか思えない。20代で権限を持った場合は、若過ぎ、正しい判決が下せるとは思えない。人生経験が浅いなら、原告や被告の様々な立場の状況は理解ができないと思われる。

##### 行政よりの裁判

平成14年4月8日、司法制度改革推進本部 行政訴訟検討会の第3回の議事録には、下記の通り、記されている。

【塩野座長】この他にも探せば色々、なぜ受理件数が少ないかとか、そういった点についての分析があるかと思いますが、急ぎ事務局にお願いして、これだけのものを用意していただいたわけです。それぞれ多少ニュアンスがありますが、同時にかなり共通している点もございます。代表選手というわけではありませんけれども、裁判官もおやりになり、更に弁護士もやっておられる濱さ

んの論文、「公法研究第52号」というのが皆さんの共通的な事項を拾っておられるように読めました。その169ページをごらんいただきますと、終わりの方から出ています。「争訟として顕在化しない理由として」、**何があるかという引用が並んでおりますけれども、不服訴訟、あるいは不服審査の対象とならないような方法で行政庁が問題処理を行うということで、行政指導々でこれが済まされている場合があるということです。それから、第2は、紛争の解決に、まず政治家が乗り出すと。**これは御自身の御経験で、やや主観的になるかもしれません。客観的な数字が挙がっているわけではありません。

政治家については、当事者以外の政治家が乗り出した場合、司法への介入である。理論不足

もんじゅ裁判で、最高裁判所は、住民側の要求を退け、住民側は敗訴した。もんじゅは、ナトリウム漏れの火災事故も実際に起き、住民は大変な不安を強いられた。それにも拘らず、最高裁判所は、国の安全審査に問題ないとし、「許可は違法でない」と判決を下した。建物を修繕しても、心配は大部分残る。原子力の事故は、いつも安全性を強く主張した後に起こり、繰り返される。しかも、もんじゅは、1度事故起きたら、国全体を巻き込むほどの大惨事を招く。原告で納得している者が1人でもいるのだろうか。全くいないとなると、かなりの理論不足である。納得できない裁判であれば、裁判所の信頼はなくなる。なお、もんじゅの判決は、憲法第25条の「生存権、国の生存権保障義務」に違反しており、国民の生存権が軽視されている。何故、裁判官は憲法よりも、国の基準を重視するのか。国民の生命は、国の基準では守れなかったから、火災事故が起きたわけである。因果関係は歴然としているはずである。

学閥中心の行政

行政は学閥の影響がかなり大きい。平成17年2月25日の予算委員会第二分科会での麻生国務大臣の話がある。

麻生国務大臣 あるかと言え、私六十五ですけども、私の世代にしては若い人と結構やっている方なんだと思いますが、荒井先生、これは幾つか考えないかぬところだと思っています。少なくとも、もうかなり前から**人事院総裁が東大総長のところに来て、もう少しいいやつに行政職試験を受けさせてくれと。**いいやつは司法試験を受けて行政職を受けないということを東大総長に頼みに行っていったという事実があります。もうかなり前の話です

人事院総裁は、人事の権限の大部分を持つ。力のある権力者が、もし仮に東京大学のみを訪問し、強く依頼したとしたなら、大問題である。採用の段階からすでに、色めがねで採用者は見られる。普通に考えると、採用はかなり有利に進む。お願いしておいて、厳しくチェックするとは思えない。結果、学閥ができやすくなる。人事は司法にも影響する。学閥ができれば、当然、同じ大学を尊重する傾向ができやすい。国家公務員は、採用の段階から中立でなければ、採用された側

は最初から優劣がついたままとなる。

裁判が及ぼす影響

もし行政裁判が最初から行政側の構図ができていたなら、原告は軽視され、哀れである。問題視するから、訴訟するのである。問題が一向に解決できないまま政治が行われることは、国民の不幸を招く。何のために税金を国民は払っていると思うのか。最後の頼みである裁判所が、特に最高裁判所が腐っていたなら、日本の将来は悲観的である。国の将来のための判決を行って欲しい。

【処分庁の教示の有無及び内容】

無し

【審査請求の年月日】

2008年8月28日

【その他・添付書類等】

第1号 訴状

第2号 質問回答書

第3号 補正命令

第4号 補正命令に応じた書類

第5号 質問及び要望書

行政不服審査法に基づき、20日以内の回答を求める。まともな回答がない場合は、          東京地方裁判所裁判官と島田最高裁判所長官の監督責任を追求していく。